

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	平和不動産株式会社			コード	8803
提出日	2016/5/31	異動(予定)日	2016/6/24		
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性および選任理由の変更のため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	藍澤 基彌	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
2	齊田 國太郎	社外取締役	○																有
3	高木 茂	社外取締役	○													△			有
4	小島 茂夫	社外監査役	○													△			有
5	佐々木 靖忠	社外監査役	○																有
6	樽 慎美	社外監査役	○																有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	藍澤基彌氏は、藍澤證券株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間でお互いの株式を保有しておりますが、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」に該当せず、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。	藍澤基彌氏は、証券会社の代表取締役社長を務めており、経営者としての実績を有しております。証券・金融における深い知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に適切な提言・助言を行っており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。また、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
2		齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪の各高等検察庁検事長を務めた経歴を持ち、その後弁護士として企業法務に携わっております。これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に適切な提言・助言を行っており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。また、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る独立委員会委員に就任しております。
3	高木茂氏は、当社発行済株式の総数の10.67%を保有する三菱地所株式会社の相談役を兼任しており、主要株主の過去の業務執行者に該当しますが、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」の過去の年数基準に該当せず、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。	高木茂氏は、三菱地所株式会社の取締役社長を務めた経歴を持ち、経営者としての実績を有しております。三菱地所株式会社における丸の内開発の実績や不動産に関する深い知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に適切な提言・助言を行っており、当社の取締役として引き続き貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。また、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
4	小島茂夫氏は、株式会社大阪取引所(旧株式会社大阪証券取引所)の出身者であります。同社が株式会社東京証券取引所と経営統合し、株式会社日本取引所グループが発足したことにより、当社の主要な取引先の過去の業務執行者に該当しますが、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」の過去の年数基準に該当せず、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。	小島茂夫氏には、経営者としての経験から、常勤監査役として取締役の職務執行の監査および監査体制の充実を図っていただくため、社外監査役として選任しております。また、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
5		佐々木靖忠氏には、日本銀行において培われた深い知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。また、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る独立委員会委員に就任しております。
6		樽慎美氏には、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。また、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る独立委員会委員に就任しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員が相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。